

公立病院改革プランの概要

団 体 名		広島県広島市					
プ ラ ン の 名 称		広島市病院事業中期経営計画					
策 定 日		平成	18年	4月	1日	策定	
		平成	21年	3月	31日	修正	
対 象 期 間		平成	18年度	～	平成	23年度	
病院の現状	病 院 名	広島市総合リハビリテーションセンターリハビリテーション病院					
	所 在 地	広島市安佐南区伴南一丁目39-1					
	病 床 数	一般100床					
	診 療 科 目	9科（内科、神経内科、整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科）					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>本市は、生活習慣病に起因する脳血管障害などの疾病や交通事故等に伴う脊髄損傷などの障害を負われた中途障害者の社会復帰や社会参加を促進するため、総合相談部門を受け持つ「身体障害者更生相談所」、医学的リハビリテーション部門を受け持つ「リハビリテーション病院」及び社会的・職業的リハビリテーション部門を受け持つ「自立訓練施設」の3施設で構成する総合リハビリテーションセンターを平成20年(2008年)4月に開設した。</p> <p>相談・評価から医療・訓練、就労援助までの総合的なリハビリテーションサービスを一貫した計画のもとに提供するとともに、保健・医療・福祉の関係機関との連携を図り、地域におけるリハビリテーションを支援する。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づく繰入金 病院の建設改良に要する経費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建設改良費の1/2 ・企業債元利償還金の1/2(14年度までは2/3) *不採算部門は、元金償還金の全額 </div> <p>リハビリテーション医療に要する経費(資金不足額) 保健衛生行政事務に要する経費(収支不足額・所要額) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費(所要額の1/2) 病院事業の経営研修に要する経費(所要額の1/2) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費(所要額の1/2) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費(所要額の1/2) 基礎年金拠出金(公的負担経費)</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)		83.2	85.8	85.7	86.0	
	医業収支比率(%)		57.6	69.3	69.8	69.4	
	職員給与費比率(%)		102	78.8	80.9	82.7	
	薬品費の医業収益比率(%)		4.8	7	7	7	
	材料費の医業収益比率(%)		3.3	5.4	5.4	5.4	
	病床利用率(%)		69.1	92	94	96	
	患者1人1日当たり収入額(入院)		31,872	32,518	32,518	32,518	単位:円
	患者1人1日当たり収入額(外来)		7,022	7,061	7,061	7,061	単位:円
上記目標数値設定の考え方		<p>任意項目は、 他病院との数値を比較することが可能な指標 収支改善に係る指標 医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標 を選択した。</p>					

				団体名 (病院名)	広島県広島市 (リハビリテーション病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日平均患者数(入院)			61	92	94	96	単位:人
1日平均患者数(外来)			8	20	20	20	単位:人
在宅復帰率			75	75	75	75	単位:%
リハビリ実施数			10	15	16	16	単位:単位
数値目標達成に向けての 実施時期 具体的な取組及び	民間的经营手法の導入	医事事務の委託化(平成20年度~) SPDシステム(医療材料供給方式)の導入(平成20年度~)					
	事業規模・形態の見直し	「公営企業法全部適用」を実施済で、当面現行形態による運営を実施					
	経費削減・抑制対策	薬品・診療材料の各病院購入単価の統一(平成20年度~) 業務委託契約の長期継続契約方式の導入(平成21年度~) SPDシステムの導入[再掲]					
	収入増加・確保対策	急性期病院等との連携強化(平成20年度~) 地域医療機関等と連携したリハビリ計画の作成(平成20年度~) 退院後の患者に対するフォローアップ外来の実施(平成20年度~)					
	その他	電子カルテの稼動(平成20年4月) 育児短時間勤務の実施(平成20年度) 病院機能評価の認定取得(平成22年度)					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度 . - %		18年度 . - %		19年度 . - %	
	病床利用率の状況を踏 まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計 画の状況等						

団体名 (病院名)	広島県広島市 (リハビリテーション病院)
--------------	-------------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する広島二次医療圏には、本市の市立病院のほか次の公立病院・公的病院が開設されている。 ・広島大学病院(720床) ・県立広島病院(715床) ・国家公務員共済組合連合会広島記念病院(250床) ・広島赤十字原爆病院(651床) ・国家公務員共済組合連合会吉島病院(219床) ・安芸太田病院(218床)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	当病院は、障害の改善や機能向上のため、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、心理療法等高度で専門的なりハビリテーションサービスを提供している。 今後とも、急性期医療を行う病院や地域の医療機関等との連携を図り、回復期のリハビリテーション医療機関としての役割を担っていく。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<時期> 平成23年度	<内容> 中期経営計画に掲げる様々な取組を着実に実施し、まず、経営の効率化に係る目標数値の達成に向けて取り組むこととしている。 再編・ネットワーク化計画については、経営改善の状況や広島県の検討内容等を踏まえ、検討することとしている。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制	*1 「経営改善委員会」及び*2 「経営会議」で、進行管理、計画を確実に実施していくための方策の検討、取組の成果についての点検・評価を行う。 市議会で決算の認定後、公表 <構成メンバー> *1 「経営改善委員会」・・・各病院に設置 病院長、事務長、各部門長等 *2 「経営会議」・・・病院事業全体 病院事業管理者、各病院長、事務局長等		
	点検・評価の時期	年1回(12月)		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	広島県広島市 (リハビリテーション病院)
--------------	-------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a			776	1,180	1,204	1,231
	(1) 料 金 収 入			718	1,126	1,150	1,177
	(2) そ の 他			58	54	54	54
	うち他会計負担金			21	19	20	20
	2. 医 業 外 収 益			557	459	450	471
	(1) 他会計負担金・補助金			548	450	441	462
	(2) 国 (県) 補 助 金			-	-	-	-
	(3) そ の 他			9	9	9	9
	経 常 収 益 (A)			1,333	1,639	1,654	1,702
	入	1. 医 業 費 用 b			1,488	1,790	1,811
(1) 職 員 給 与 費 c				795	888	935	984
(2) 材 料 費				46	96	98	100
(3) 経 費				333	491	462	462
(4) 減 価 償 却 費				308	308	309	309
(5) そ の 他				6	7	7	8
2. 医 業 外 費 用				152	154	152	149
(1) 支 払 利 息				152	154	152	149
(2) そ の 他				-	-	-	-
経 常 費 用 (B)				1,640	1,944	1,963	2,012
経 常 損 益 (A) - (B) (C)				307	305	309	310
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)			-	-	-	-
	2. 特 別 損 失 (E)			-	-	-	-
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)			-	-	-	-
純 損 益 (C) + (F)				307	305	309	310
累 積 欠 損 金 (G)				307	613	921	1,231
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)			204	332	341	359
	流 動 負 債 (イ)			204	327	337	349
	うち一時借入金			-	-	-	-
	翌年度繰越財源(ウ)			-	-	-	-
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)			-	-	-	-
	差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}			-	5	4	10
単 年 度 資 金 不 足 額 ()				-	5	1	6
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$				81.3	84.3	84.3	84.6
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$				-	0.4	0.3	0.8
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$				52.2	65.9	66.5	66.1
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$				102.4	75.3	77.7	79.9
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)				-	-	-	-
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$				-	-	-	-
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率				-	0.4	0.3	0.8
病 床 利 用 率				69.1	92	94	96

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	広島県広島市 (リハビリテーション病院)
--------------	-------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債			-	-	-	-	
	2. 他会計出資金			-	110	110	142	
	3. 他会計負担金			-	109	109	141	
	4. 他会計借入金			-	-	-	-	
	5. 他会計補助金			-	-	-	-	
	6. 国(県)補助金			-	-	-	-	
	7. その他			-	0	0	0	
	収入計(a)			-	219	219	283	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)			-	-	-	-	
	前年度許可債で当年度借入分(c)			-	-	-	-	
	純計(a) - {(b) + (c)}(A)			-	219	219	283	
	支 出	1. 建設改良費			-	5	5	5
		2. 企業債償還金			-	214	214	278
		3. 他会計長期借入金返還金			-	-	-	-
4. その他				-	-	-	-	
支出計(B)				-	219	219	283	
差引不足額(B) - (A)(C)				-	-	-	-	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金			-	-	-	-	
	2. 利益剰余金処分額			-	-	-	-	
	3. 繰越工事資金			-	-	-	-	
	4. その他			-	-	-	-	
計(D)				-	-	-	-	
補てん財源不足額(C) - (D)(E)				-	-	-	-	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)				-	-	-	-	
実質財源不足額(E) - (F)				-	-	-	-	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支			(-)	(-)	(-)	(-)
資本的収支			(-)	(-)	(-)	(-)
合計			(-)	(-)	(-)	(-)

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名 (病院名)	広島県広島市 (広島市民病院ほか4病院)
--------------	-------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	36,451	38,633	39,861	42,224	43,426	44,109
	(1) 料 金 収 入	34,281	36,422	37,715	40,053	41,251	41,932
	(2) そ の 他	2,170	2,211	2,146	2,171	2,175	2,177
	うち他会計負担金	1,269	1,245	1,194	1,230	1,231	1,231
	2. 医 業 外 収 益	3,051	2,988	3,943	3,664	3,653	3,707
	(1) 他会計負担金・補助金	2,539	2,493	3,268	3,026	2,966	3,019
	(2) 国 (県) 補 助 金	114	112	112	110	110	110
	(3) そ の 他	398	383	563	528	577	578
	経 常 収 益 (A)	39,502	41,621	43,804	45,888	47,079	47,816
	入	1. 医 業 費 用 b	39,403	41,835	43,526	45,826	46,880
(1) 職 員 給 与 費 c		16,695	16,625	17,295	18,385	19,158	19,664
(2) 材 料 費		10,857	11,501	11,551	11,953	12,410	12,610
(3) 経 費		9,275	9,511	10,658	11,526	11,328	11,349
(4) 減 価 償 却 費		2,213	3,565	3,859	3,744	3,802	3,750
(5) そ の 他		363	633	163	218	182	185
2. 医 業 外 費 用		1,153	1,208	1,338	1,165	1,155	1,122
(1) 支 払 利 息		1,148	1,203	1,333	1,165	1,155	1,122
(2) そ の 他		5	5	5	-	-	-
経 常 費 用 (B)		40,556	43,043	44,864	46,991	48,035	48,680
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	1,054	1,422	1,060	1,103	956	864	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	35	119	13	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	197	193	260	128	128	128
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	162	74	247	128	128	128
純 損 益 (C) + (F)	1,216	1,496	1,307	1,231	1,084	992	
累 積 欠 損 金 (G)	22,925	24,420	25,728	26,958	28,040	29,031	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	14,259	14,736	13,586	15,161	16,701	18,494
	流 動 負 債 (イ)	6,706	5,778	3,694	4,185	4,275	4,375
	うち一時借入金	-	-	-	-	-	-
	翌年度繰越財源(ウ)	-	-	-	-	-	-
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額 (I)	-	-	-	-	-	-
	差引不良債務 (オ) {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	7,553	8,958	9,892	10,976	12,426	14,119
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	2	1,405	934	1,084	1,450	1,693	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	97.4	96.7	97.6	97.7	98	98.2	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	20.7	23.2	24.8	26.0	28.6	32.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	92.5	92.3	91.6	92.1	92.6	92.7	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	45.8	43.0	43.4	43.5	44.1	44.6	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	-	-	-	-	-	-	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	20.7	23.2	24.8	26.0	28.6	32.0	
病 床 利 用 率							

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	広島県広島市 (広島市民病院ほか4病院)
--------------	-------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	5,884	4,363	4,780	1,717	1,174	1,141
	2. 他会計出資金	1,372	1,624	1,503	1,861	1,839	1,873
	3. 他会計負担金	162	180	199	331	348	384
	4. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-
	5. 他会計補助金	-	-	-	-	-	-
	6. 国(県)補助金	-	-	-	-	-	-
	7. その他	92	6	0	0	0	0
	収入計(a)	7,510	6,173	6,482	3,909	3,361	3,398
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	-	-	-	-	-	-
	前年度許可債で当年度借入分(c)	-	-	-	-	-	-
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	7,510	6,173	6,482	3,909	3,361	3,398	
支 出	1. 建設改良費	5,986	3,882	1,492	1,723	1,179	1,146
	2. 企業債償還金	2,150	3,311	6,026	3,350	3,298	3,222
	3. 他会計長期借入金返還金	661	194	354	334	234	283
	4. その他	-	-	3	-	-	-
	支出計(B)	8,797	7,387	7,875	5,407	4,711	4,651
差引不足額(B) - (A) (C)	1,287	1,214	1,393	1,498	1,350	1,253	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	1,275	1,208	1,390	1,496	1,348	1,253
	2. 利益剰余金処分量	-	-	-	-	-	-
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-
	4. その他	12	6	3	2	2	-
計(D)	1,287	1,214	1,393	1,498	1,350	1,253	
補てん財源不足額(C) - (D) (E)	-	-	-	-	-	-	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	-	-	-	-	-	-	
実質財源不足額(E) - (F)	-	-	-	-	-	-	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(-) 3,808	(-) 3,738	(-) 4,462	(-) 4,256	(-) 4,197	(-) 4,250
資本的収支	(-) 1,534	(-) 1,804	(-) 1,702	(-) 2,192	(-) 2,187	(-) 2,257
合計	(-) 5,342	(-) 5,542	(-) 6,164	(-) 6,448	(-) 6,384	(-) 6,507

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。